

西予市 特産品開発支援事業補助金のご案内

西予市では、西予市内で新たに特産品の開発を行う方に対して、開発にかかる費用の一部を支援しています。

募集期間

令和8年5月27日（水）～ 令和8年6月17日（水）

対象者

次のいずれにも該当すること。

1. 西予市内に住所又は活動の拠点を有する個人・グループ及び法人
2. 市税の滞納がない者
3. 本事業により完成した商品を西予市ふるさと納税返礼品として登録する見込みのある者
4. 代表者又は役員が西予市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していない者
5. 会社更生法又は民事再生法に基づく更生又は再生手続を行っていない者

対象事業

補助対象者が新たに行うふるさと納税返礼品として提供可能な特産品開発に係る事業

※西予市ふるさと納税返礼品として提供可能な商品に合致するか不明な場合は、経済振興課ふるさと納税推進室までお問い合わせください。

補助金の額

補助対象経費の
3分の2以内
の額
(上限：50万円)

問い合わせ

西予市 経済振興課 ふるさと納税推進室

TEL 0894-62-6408

MAIL furusatonozei@city.seiyo.ehime.jp

市ホームページ



裏面も
あります！

詳しくはHPをご確認ください。

セイ、
いっぱい！
西予市

補助対象経費

商品開発に係る下記費用が対象となります。

消耗品費	商品の容器若しくは包装材の購入費又は事業に必要な物品の購入費等
印刷費	パッケージ、包装紙、シール等の印刷費等
委託料	調査研究、パッケージデザイン等の委託費、試作品外注加工費等
手数料	各種許認可等の取得に係る費用
材料費	試作に使用する原材料費等
賃借料	機器リース等
機器等購入費	新商品の開発等に必要と認められる機材等の購入費

※商品開発に係る経費のみとし、商品化した後の増産に係る経費は含まないこと

提出方法

申請書類を西予市経済振興課ふるさと納税推進室までご提出ください。

○申請書類

- 1.西予市特産品支援事業補助金計画書（様式第1号）
- 2.実施計画書（様式第2号）
- 3.収支予算書（様式第3号）
- 4.補助対象経費の額を証する書類の写し
- 5.その他必要な書類

○提出先

西予市宇和町卯之町三丁目434番地1
西予市経済振興課ふるさと納税推進室

※様式は西予市経済振興課ふるさと納税推進室（西予市役所3階）で配布するほか、西予市ホームページに掲載しています。

※補助金交付の都合上、令和9年3月1日までに事業を完了してください。

※先着順ではありません。

※応募多数の場合は、内部選考により採択する事業を決定いたします。

※採択予定件数は10件程度（予算の範囲内で補助）です。